

平成 26 年 2 月 25 日 公益社団法人京都保健会 朱雀診療所

所 長 宮岡 和子

「おくすり」の受け取り方が変わります

平成 26 年 4 月 1 日より、原則「おくすり」は「保険薬局」で受け取っていただくようになりますので、ご理解とご協力をお願いします。

- 診療所では、「おくすり」のかわりに「院外処方せん」を発行しますので、「おくすり」は「保険薬局」でお受け取りください。
 - 「かかりつけ」の薬局を決めて、いつも同じ薬局で「おくすり」を受け取るようにしておく
と、薬局 で薬歴管理や服薬指導を受けることができ、重複投与や副作用を防ぐことができます。
 - 「かかりつけ」の薬局は、「保険薬局」であれば、ご自宅や会社の近くなど、どの薬局でも自由に選ぶことができます。
 - 「保険薬局」では診療所と同じ「おくすり」がもらえます。
- ◆ 「院外処方せん」の有効期間は発行日を含めて4日間です。有効期間内に「保険薬局」にご持参ください(有効期間の 4 日を過ぎると無効となります)。
※有効期間の過ぎた処方せんの再発行は自費支払いが発生いたします。
※土曜日・日曜日・祝日を含んでの4日間になります。

◆現在、朱雀診療所にて無料低額診療(医療費減免)を申請されている方

朱雀診療所でお支払いしていただく医療費については、今まで通り支払いはございません(自費などは除く)。

但し、平成 26 年 4 月 1 日からは「院外処方せん(おくすり)」の支払は発生いたします。「保険薬局」にてお支払い下さい。

「かかりつけ薬局と医薬分業」とは？

病気になって、医師の診察を受けた際、診療所で薬を調剤して患者さんにお渡しする代わりに医師が処方せんを書いて患者さんにお渡しします。患者さんはその処方せんを市中の薬局にお持ちになり、薬を調剤してもらいます。このように、診療所は診療に専念し、薬は薬局の薬剤師が調剤する制度を医薬分業といいます。